

会社法第 803 条第 1 項に定める書面
(新設分割会社の事前開示書類)

2022 年 10 月 28 日

ホシザキ株式会社

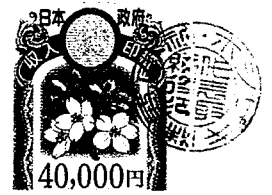
目 次

1. 新設分割計画の内容
2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項
3. 新設分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の
内容
4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務又は新設分
割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

以 上

1. 新設分割計画の内容

次ページ以降をご参照下さい。



新設分割計画書

ホシザキ株式会社(以下「分割会社」という。)は、分割会社の販売会社の経営管理を主な業務とする統括事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新たに設立するホシザキ販売株式会社(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本新設分割」という。)に関し、以下のとおり新設分割計画(以下「本分割計画」という。)を作成する。

(新設会社の定款記載事項)

第1条 新設会社の商号及び本店所在地は以下の通りとし、その他定款で定める事項は別紙1「ホシザキ販売株式会社定款」に記載の通りとする。

- (1) 商号 ホシザキ販売株式会社
- (2) 本店所在場所 東京都品川区西品川一丁目1番1号

(承継する権利義務)

第2条 分割会社は、本成立日(第6条において定義される。以下同じ。)において、本件事業に関する別紙2「承継権利義務明細表」に定める権利義務を新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。なお、分割会社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受(併存的債務引受)の方法によるものとし、分割会社は新設会社に承継される債務全てについて引き続き新設会社と連帯して債務を負担する。

(本新設分割に際して新設会社が分割会社に対して交付する株式の数)

第3条 新設会社は、本新設分割に際して普通株式20,000株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、その全てを分割会社に割り当てる。

(新設会社の資本金及び準備金の額)

第4条 新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下の通りとする。但し、新設会社は、本成立日における分割会社の資産及び負債等の状況により、これを変更することができる。

- (1) 資本金 1億円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前2号の金額の合計額を控除した金額

(株主総会の承認)

第5条 分割会社は、会社法第805条の規定により、本分割計画に関する株主総会の承認決議を得ずに、本新設分割を行う。

(新設会社の成立日)

第6条 新設会社の成立日(以下「本成立日」という。)は、2023年1月5日とする。但し、分割会社は、本新設分割の手續上の必要性、新設会社設立において取得すべき許認可等の申請手續上の必要性、その他の事由により本成立日を変更する必要があるときには、これを変更することができる。

(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役)

第7条 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役は、下記の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 設立時取締役 | 小林靖浩、丸山暁、家田康嗣、関隆一郎 |
| (2) 設立時監査役 | 水谷正 |
| (3) 設立時代表取締役 | 小林靖浩 |

(分割条件の変更)

第8条 本分割計画作成後新設会社の成立の日に至るまでの間に、分割会社の資産状態、経営状態又は本分割計画により承継される権利義務に重大な変動が生じたとき、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本分割計画の目的の達成が困難になったときには、分割会社は、本分割計画にかかわらず、本新設分割の条件を変更し又は本新設分割を中止することができる。

(本分割計画の効力)

第9条 本分割計画は、本分割計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

(その他)

第10条 本分割計画に定める事項の他、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2022年10月14日

愛知県豊明市栄町南館3番の16

ホシザキ株式会社

代表取締役社長 小林靖浩



ホシザキ販売株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ホシザキ販売株式会社と称し、英文では HOSHIZAKI SALES CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること

- ① 電気機械機器、厨房機器及びこれらに付随関連する機器並びにそれらの部品の製造、販売及び修理
- ② 医療用機器及びこれらの部品の製造、販売及び修理
- ③ ①及び②に掲げる機器及び部品の輸出入
- ④ 建設業法に基づく建築工事業、大工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、建具工事業及び解体工事業
- ⑤ 不動産の売買、賃貸及びその仲介、管理並びに不動産の売買、賃貸の代理業
- ⑥ ①及び②に掲げる機器のリサイクル事業、古物売買業及びレンタル事業並びに同機器に関連するサプライ用品の販売及び輸出入
- ⑦ 飲食店の経営
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事業に関するコンサルティング業務全般
- ⑨ ①から⑧までに掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(2) 前号①から⑨までに掲げる事業

(3) 前各号の事業に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20万株とする。

2. 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第 8 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 9 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 10 条 株主総会は、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第 11 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に規定する決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 12 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 13 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 14 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 15 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 16 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 17 条 取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序に従って他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 18 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法と省略)

第 19 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条に規定する要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 20 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(責任軽減)

第 22 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって法令で定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、100 万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第23条 当社の監査役は、2名以内とする。

2. 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定しない。

(監査役の選任)

第24条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任軽減)

第27条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって法令で定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、100万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。この場合、当該基準日は、取締役会の決議に基づき、予め公告する。

(配当金除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息を付けない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2023年12月末日までとする。

(設立時役員)

第32条 当社の設立時役員は、次のとおりである。
設立時取締役 小林靖浩、丸山暁、家田康嗣、関隆一郎
設立時監査役 水谷正
設立時代表取締役 小林靖浩

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

承継権利義務明細表

新設会社は、本新設分割により、本成立日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約（雇用契約を除く）、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年10月14日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本成立日に至るまでの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産、負債の項目及び金額

資 産		負 債	
項目	帳簿価格(百万円)	項目	帳簿価格(百万円)
流動資産	2,359	流動負債	232
固定資産	4,569	固定負債	-
計	6,928	計	232

承継する資産及び負債の金額は、2022年10月14日の現況に基づいた見込み額である。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性がある。

2. 主な資産

上記1記載の資産のうち、主なものの明細は以下のとおりである。

(1) 流動資産

新設会社運転資金、代行回収手形等 2,359 百万円

(2) 固定資産

① 土地

不動産番号 1200000128629
 所在 大阪市中央区内本町二丁目
 地番 41 番 1
 地目 宅地
 地積 1,043.86 m²
 (うち持分 3 分の 2)

② 建物

不動産番号 1200010008798
 所在 大阪市中央区内本町二丁目 41 番地 1
 家屋番号 41 番 1
 種類 事務所・車庫
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 9 階建
 床面積 1 階 658.54 m²
 2 階 583.56 m²
 3 階 598.93 m²
 4 階 598.93 m²

5階 598.93 m²
 6階 598.93 m²
 7階 598.93 m²
 8階 598.93 m²
 9階 491.20 m²
 (うち持分3分の2)

③ 販売会社の株式

関係会社名	株式数
ホンザキ北海道株式会社	200,000株
ホンザキ東北株式会社	200,000株
ホンザキ北関東株式会社	2,000株
ホンザキ関東株式会社	200,000株
ホンザキ東京株式会社	240,000株
ホンザキ湘南株式会社	200,000株
ホンザキ北信越株式会社	200,000株
ホンザキ東海株式会社	240,000株
ホンザキ京阪株式会社	240,000株
ホンザキ阪神株式会社	200,000株
ホンザキ中国株式会社	200,000株
ホンザキ四国株式会社	200,000株
ホンザキ北九株式会社	240,000株
ホンザキ南九株式会社	2,000株
ホンザキ沖縄株式会社	400株

(3) その他の資産

- ① 本件事業のために使用する販売コンピューター・システム用サーバー等一式
- ② 承継する雇用契約に係る従業員が使用するコンピュータ等の事務機器一式

3. 主な負債

上記1記載の負債のうち、主なものは、オフィス賃借料減額に充当する前受金及びオフィス機器のリース債務

4. 契約(雇用契約を除く)

本件事業のために使用する住友不動産大崎ガーデンタワー21階(3,723.68 m²)の事務所スペースに関わる定期建物賃貸借契約及びこれに付随する権利義務並びに本件事業に関連する各種業務委託契約に付随する権利義務

5. 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員のうち分割会社から分割会社の販売会社に出向中の者に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務
 (なお、分割会社は、本件事業に主として従事する従業員のうち雇用契約承継の対象にならない者については、新設会社が必要とする従業員を分割会社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させる。当該出向に係る条件は、分割会社及び新設会社が協議の上、決定する。)

以上

2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

当社は、2022 年 10 月 14 日付新設分割計画書(以下「本新設分割計画」という。)に基づき、新たに設立するホシザキ販売株式会社(以下「新設会社」という。)に、当社の販売会社の経営管理を主な業務とする統括事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本新設分割」という。)を行うことといたしました。新設分割の成立日(以下「本成立日」という。)は 2023 年 1 月 5 日を予定しています。

本新設分割において、新設会社は、本新設分割に際して普通株式 20,000 株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、そのすべてを当社に割り当てます。

当社が新設会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、本新設分割に際して新設会社が発行する新設会社の株式数については当社が任意に定めることができます。そこで、当社は、新設会社が本新設分割に際して発行する普通株式数については、適切な出資単位の設定その他の事情を考慮して 20,000 株とすることにいたしました。

また、新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する予定の資産及び負債の額、本成立日までの資産及び負債の変動要素並びに新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえ、会社計算規則に従い、本新設分割計画第 4 条記載の通りとすることといたしました。

当社は、以上の取扱につきまして、上記の理由により、その内容が相当であると判断しています。

なお、新設会社が、本新設分割に際して、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりとして、当社に交付する社債、新株予約権、新株予約権付社債はありません。

以 上

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事象はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務又は新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本新設分割計画に基づき、本成立日に、新たに設立する新設会社に対し、本件事業に関して有する権利義務を承継させる本新設分割に関して、以下の理由により、本成立日以降における当社及び新設会社の債務（新設会社の債務については、当社が本新設分割により新設会社に承継させる債務に限ります。）の履行の見込みがあるものと判断しました。

（1）当社の債務の履行の見込みについて

当社の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ227,977百万円及び88,393百万円であり、139,583百万円の資産超過です。

また、本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ6,928百万円及び232百万円になる予定ですが、当社は本新設分割において、新設会社が発行する株式の全ての割当を受けるため、本新設分割による当社の資産の額には変動はありません。

従いまして、当社は、その債務について債務不履行に陥ることはありませんので、本成立日以降における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しています。なお、承継する資産及び負債の金額は2022年10月14日の現況に基づいた見込み額を記載しております。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

（2）新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ6,928百万円及び232百万円になる予定です。

また、本新設分割後の新設会社の収益状況について、新設会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、新設会社は、本成立日以降における新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断しています。なお、承継する資産及び負債の金額は2022年10月14日の現況に基づいた見込み額を記載しております。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

以 上

会社法第 803 条第 1 項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

2022 年 10 月 28 日

愛知県豊明市栄町南館3番の16
ホシザキ株式会社
代表取締役社長 小林靖浩